

資 料 編



1. 韮崎市の環境に係る指標及び目標の一覧

基 礎 指 標

【人口等】

項 目	現 況 (平成12年度国調)	目 標 (平成24年度)
人 口	32,707 人	40,000 人 (平成22年)
世 帯 数	10,690 世帯	—
世 帯 人 員	3.1人 / 世帯	—
人 口 密 度	228人 / km ²	—

【土地利用】

項 目	現 況 (平成13年度)
地 目 別 面 積	143.73 km ²
総 数	143.73 km ²
田	12.27 km ²
畑	12.48 km ²
宅 地	8.21 km ²
山 林	82.28 km ²
そ の 他	28.49 km ²

第 1 節 自 然 環 境

1) 動 植 物

【動 物】

区 分	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)	
種 数			
ほ 乳 類	28 種	—	
鳥 類	65 種		
両 生 類	9 種		
は 虫 類	8 種		
昆 虫 類	8 種 (チョウ目のみ)		
魚 類	16 種		
甲 殻 類 ・ 貝 類	6 種		
環 境 省 レ ッ ド リ ス ト 掲 載 種	16 種	—	
自 然 記 念 物	1 種	—	
指 標 昆 虫 類 等	18 種	—	
ビ オ ト ー プ 設 置 箇 所 数	1 箇 所	増 加	
鳥 獣 保 護 区	箇 所	3 箇 所	—
	面 積	870ha (韮崎市外含む)	
食 害 被 害	件 数	9 件	減 少
	面 積	185.3 ha	
	被 害 額	12,100 千円	

※ 種数：「韮崎市誌」による。自然記念物：山梨県自然環境保全条例に基づく。指標昆虫類等：環境省「第2回自然環境保全基礎調査」に基づく。

【植 物】

区 分		現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
環 境 省 レ ッ ド リ ス ト 掲 載 種		11 種	—
特 定 植 物 群 落		4 群 落	—
巨 木 林		1 箇 所	—
韭 崎 市 誌	注 目 種	7 種	—
	注 目 すべき 植物 群落	8 群 落	

※ 種数は、「韭崎市誌」による。特定植物群落：環境省「第3回自然環境保全基礎調査」、巨木林：環境省「第4回自然環境保全基礎調査」に基づく。

2) 自然公園

【自然公園】

区 分		現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
自 然 公 園	国 立	箇 所	1 地 域
		面 積	578 ha
	県 立	箇 所	1 地 域
		面 積	3,312 ha
自 然 環 境 保 全 地 区	箇 所	3 地 域	—
	面 積	61.05 ha	
自 然 記 念 物	箇 所	2 地 域	—
	面 積	6.01 ha	

第 2 節 生 活 環 境

1) 大気環境

【大気汚染物質濃度】

項 目		現 況 (平成13年度)	環 境 基 準	目 標 (平成24年度)
二 酸 化 硫 黄	衛 生 公 害 研 究 所	0.008 ppm	0.04 ppm	環 境 基 準 の 達 成 維 持
二 酸 化 窒 素	韭 崎	0.028 ppm	0.04 ppm	
	衛 生 公 害 研 究 所	0.038 ppm		
浮 遊 粒 子 状 物 質	衛 生 公 害 研 究 所	0.064 mg/m ³	0.10 mg/m ³	
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	韭 崎	0.114 ppm	0.06 ppm	
	衛 生 公 害 研 究 所	0.100 ppm		

※ 二酸化硫黄と浮遊粒子状物質は、日平均値の2%除外値を、二酸化窒素は日平均値の98%値を、光化学オキシダントは、1時間値の最高値を示した。

【循環バス利用状況・低公害車導入状況】

項 目	現 況 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
市 民 バ ス 利 用 状 況	運行本数：3路線 利用者数：年間63,122人	増 加
代 替 バ ス 利 用 状 況	運行本数：2路線 利用者数：年間55,117人	増 加
市 役 所 低 公 害 車 導 入 状 況	0 台	増 加

【地球温暖化】

項 目	現 況 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
温室効果ガス排出量 (市全域)	117,451 t-CO ₂ /年 ※電気使用によるもののみ	減 少
温室効果ガス排出量 (市役所)	4,002 t-CO ₂ /年	3,872 t-CO ₂ /年 (平成19年度)
自動車保有台数	貨物用自動車：2,778台 バ ス：91台 乗用自動車：13,313台 その他の自動車：704台 小型二輪車：306台 軽自動車：9,644台 合 計：26,836台	—

2) 騒 音

【道路交通騒音】

単位：dB

路 線	調 査 地 点	現 況 (平成13年度)		環 境 基 準	目 標 (平成24年度)
国 道 20 号	水 神 1 丁 目 3 - 1	昼 間	72	70	環 境 基 準 の 達 成 維 持
		夜 間	72	65	

※ 時間区分：昼間 (6:00-22:00)、夜間 (22:00-6:00)

環境基準は、幹線道路に近接する地域の基準が適用される。

3) 水 環 境

① 河 川 水 質

【BOD濃度】

地 点 名		現況 (平成13年度)	環 境 基 準	目 標 (平成24年度)
釜 無 川	舟 山 橋	0.8 mg/L	1.0 mg/L(AA)	環 境 基 準 の 達 成 維 持 及 び 良 好 な 状 態 の 確 保
塩 川	藤 井 堰	0.8 mg/L	—	
	塩 川 橋	0.9 mg/L	—	
黒 沢 川	上 流	1.8 mg/L	5.0 mg/L(C)	
	流 末	2.5 mg/L		
用 水 路	藤 井 堰	1.7 mg/L	—	
	徳 島 堰	1.7 mg/L	—	
古 川	—	3.0 mg/L	—	
割 羽 根 沢 川	下 流	2.5 mg/L	—	
御 勅 使 工 業 団 地 排 水 口	—	43.8 mg/L	—	

※ 現況は、年平均値。環境基準の数値末尾のローマ字は、環境基準の類型を示す。

② 地 下 水 質

【基準適合率】

地 点 数	現 況 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
市 内 10 地 点	60 %	向 上

※ 適合率、測定を行った項目全てが基準に適合している場合を基準適合とした。

4) ダイオキシン類

【ダイオキシン類濃度】

区 分		現 況 (平成13年度)	環 境 基 準	目 標 (平成24年度)
大 気	葦 崎 保 健 所	0.011pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³	環 境 基 準 の 達 成 維 持
	河 川 水	塩 川 (藤井堰)	0.080pg-TEQ/L	
黒 沢 川 (流 末)		0.16 pg-TEQ/L		
河 川 底 質	塩 川 (藤井堰)	4.8 pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g	
	黒 沢 川 (流 末)	37 pg-TEQ/g		
土 壌	藤 井 町 坂 井	5.5 pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g	
	藤 井 町 北 下 条	3.5 pg-TEQ/g		
	本 町	10 pg-TEQ/g		
	龍 岡 町	5.3 pg-TEQ/g		
	大 草 町	0.27 pg-TEQ/g		

※ 土壌は、平成12年度の測定結果である。

5) 公害苦情

【公害苦情件数】

苦 情 種 類	現 況 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
不 法 投 棄	60 件	減 少
悪 臭	5 件	
騒 音	2 件	
振 動	0 件	
大 気 汚 染 (野 焼 含 む)	41 件	
水 質 汚 濁	4 件	
そ の 他 (犬・猫、雑草、害虫)	79 件	
合 計	191 件	

第 3 節 快 適 環 境

1) 人と自然との触れ合い

【人と自然との触れ合い活動の場等】

区 分	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
遊 歩 道 延 長	0 km	—
サイクリングロード延長	0 km	—
観 光 客 入 り 込 み 数	428,100 人	—

2) 文化財

【文化財】

区 分	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
指 定 文 化 財	国 指 定	4 件
	県 指 定	16 件
	市 指 定	53 件

3) 農 地

【農 地】

区	分	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
農 地 面 積	田	10.40 km ²	-
	畑	3.99 km ²	
	果 樹 園	3.99 km ²	
	そ の 他	0.27 km ²	
	計	18.65 km ²	
市 民 農 園		3 箇 所	-

4) 森 林

【森 林】

区	分	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
森 林 面 積	国 有 林	0.36 km ²	-
	県 有 林	34.52 km ²	
	民 有 林	57.66 km ²	
	計	92.55 km ²	
保 安 林	水 源 涵 養	56.67 km ²	-
	土 砂 流 出 防 備	3.22 km ²	
	土 砂 崩 壊 防 備	0.02 km ²	
	水 害 防 備	0.04 km ²	
	防 火	0.01 km ²	
	計	59.96 km ²	

5) 水 辺

【水 辺】

区	分	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
河 川	延 長	225,435 m	-

6) 上 水 道

【普及率等】

区	分	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
上 水 道	普 及 率	97.89 %	100 %
上 水 道	給 水 量	4,043,620m ³ /年	-

7) 生活排水処理

【普及率等】

区 分		現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
下 水 道 普 及 率		20.0 %	98.5 % (平成22年)
水 洗 化 率		84.9 %	100 % (平成22年)
生 活 排 水 処 理 率		24.0 %	100 % (平成22年)
浄 化 槽	合 併 処 理	543 基	0 基 (単独処理及びくみ取り)
	単 独 処 理	4,828 基	
	く み 取 り	1,208 基	

下水道普及率：下水道水洗化人口／行政区内人口

8) 都市景観

【道路整備状況】

項 目	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
国 道	延 長：28.7km 舗 装 率：100.0%	現 状 維 持
県 道	延 長：70.9km 舗 装 率：100.0%	現 状 維 持
市 道	延 長：387.0km 舗 装 率：90.5%	舗 装 率 増 加
電 線 地 中 化 延 長	延 長：0.82km	増 加

9) 都市緑地

【公園整備状況】

項 目	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成32年度)
都 市 公 園	箇 所 数：4箇所 面 積：22ha 市民一人あたり：6.7㎡/人	市民一人あたり：25㎡/人 公園緑地28箇所100ha

10) 環境美化

【自転車】

項 目	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
放 置 自 転 車 撤 去 数	201 台	-

第 4 節 循環型社会

1) 資源・エネルギー

【エネルギー消費】

区 分	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
電 気 使 用 量	310,715,685kwh/年	減 少

【公共施設の省エネルギー】

項	目	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
新エネルギー設備	箇 所	0 箇 所	増 加

2) 廃 棄 物

【ごみ排出量等】

項	目	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成22年度)
ごみ排出量		可燃ごみ：5,788t/年 不燃ごみ：990t/年 資源：1,075t/年 合 計：7,853t/年 市民一人あたり：651g/人/日	合 計：11,394t/年 市民一人あたり：791g/人/日
集団回収量		再資源化率：13.7% 古 紙：935t/年 布：5t/年 びん類：73t/年 ペットボトル：24t/年 缶 類：35t/年 白色トレイ：3t/年	再資源化 18.6%
生ごみ処理機補助件数		64 基	増 加

3) 不法投棄

【不法投棄】

項	目	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
不法投棄物回収		回 収 量：105,336kg	回 収 量 の 減 少
監視カメラ設置箇所		2 箇 所	-

第 6 節 環 境 保 全 活 動

1) 市

【電気・燃料使用量】

項	目	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成19年度)
電 気 使 用 量		5,649,431 kwh	5,439,244 kwh
ガ ソ リ ン 使 用 量		39,940 L	38,540 L
軽 油 使 用 量		22,018 L	21,691 L
灯 油 使 用 量		205,021 L	193,480 L
A 重 油 使 用 量		438,500 L	431,225 L
L P ガ ス 使 用 量		33,168 kg	33,098 kg

【環境教育】

項	目	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
環 境 講 座		開 催 数：5回 参 加 者 数：127人	増 加

2) 市 民

【環境保全団体等】

項 目		現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
子 供 エ コ ク ラ ブ		団 体 数 : 5 団体 参 加 者 数 : 201人	増 加
学 校 ビ オ ト ー プ		0 箇 所	増 加
エコステーション	箇 所	1 箇 所	回 収 量 増 加
	空 缶 回 収 量	26,095個 (4ヶ月)	

3) 事 業 者

【環境管理】

項 目	現 状 (平成13年度)	目 標 (平成24年度)
ISO14001 認 証 取 得 事 業 所	4 事 業 所	増 加

※ : ISO14001認証取得事業所は、平成15年3月現在

2. 環境基本条例

蕪崎市条例第24号

蕪崎市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条—第24条）

第3章 環境審議会（第25条—第31条）

第4章 補則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全を図るうえで支障になるおそれのあるものをいう。

(2) 事業者 市内において継続的に物の生産又は役務の提供等事業活動を行っているものをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財

産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要とされる良好な環境の確保及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等について基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境保全等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活

ずるものとする。

(環境影響の事前配慮)

第16条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、事前に環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第17条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等に資する取組みについて、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第18条 市は、環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第19条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第20条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理に関し、その普及に努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を策定し、並びに適正に実施するために必要な調査を実施し、及び監視等の体制を整備するものとする。

(環境保全上の支障に係る苦情の処理)

第22条 市は、環境保全上の支障に係る苦情について、適性かつ円滑な処理に努めるものとする。

(国及び県並びに他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全等に関する広域的な取組を必要とする施策を実施するに当たっては、国及び県並びに他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護

等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、葦崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 環境の保全等に関する基本的事項
- (3) その他環境の保全等に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項に関して必要に応じ、市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第27条 審議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び知識経験のある者のうちから、市長が任命し又は委嘱する。

(任期)

第28条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第29条 審議会に、会長1人、副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可非同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、市民生活課において処理

する。

第4章 補 則

(委 任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(（**葦崎市環境審議会条例の廃止**）)
- 2 **葦崎市環境審議会条例**（昭和46年6月**葦崎市条例**第18号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の**葦崎市環境審議会条例**第3条第2項に規定す

る**葦崎市環境審議会**の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に第27条第2項に規定する**葦崎市環境審議会**の委員に委嘱された者とみなす。この場合における第28条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「**附則**第2項による廃止前の**葦崎市環境審議会条例**第3条第2項の規定より**葦崎市環境審議会**の委員に委嘱された日から2年」とする。

(（**葦崎市公害防止条例の一部改正**）)

- 4 **葦崎市公害防止条例**（昭和61年3月**葦崎市条例**第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

この条例において「公害」とは、**葦崎市環境基本条例**（平成14年9月**葦崎市条例**第24号）第2条第4号に規定する公害をいう。

3. 諮問・答申

1) 諮 問

環 発 第 54 号

平成13年10月26日

韮崎市環境審議会会長 殿

韮崎市長 小 野 修 一

韮崎市環境基本計画について（諮問）

環境の世紀といわれる21世紀、様々な環境問題に対応し、本市の環境保全を図るため、韮崎市環境基本計画を策定したいので、その基本となる基本計画（案）について、韮崎市環境審議会条例第2条に基づき、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

2) 答 申

環 審 収 第 1 号

平成15年3月6日

韮崎市長 小 野 修 一 殿

韮崎市環境審議会

会長 清 水 一

韮崎市環境基本計画について（答申）

平成13年10月16日付け環発第54号をもって諮問のありました韮崎市環境基本計画について慎重に審査した結果、提示された韮崎市環境基本計画（素案）については、概ね適切であると認め、別紙の意見を付して答申します。

（別 紙）

今日の環境問題は、私たちの社会経済活動をはじめとするさまざまな活動によってゴミ問題、生活排水による水質汚濁など、身近な環境問題から地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の問題に至るまで、広範囲にわたり複雑かつ多様化してきている。

このような状況の中、韮崎市の豊かでかけがえのない自然を守るとともに、快適で豊かな環境を創造し、その価値を高め、健全で良好な状態で将来の世代に継承して行くことは、この時代に生きる私たちの責務であると考えます。

このため、市においては、環境保全と創造に関する施策を総合的に推進することはもちろん、市民・事業者も環境問題を自らの課題として捉え、市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割と責任において連携・協力しながら、環境への負荷の少ない「持続可能な社会」の構築に向け、自主的・積極的に行動して行くことが求められている。

このような視点から、本審議会においては、この地域が一体となって環境保全を推進するための指針として重要な役割を有する環境基本計画の意義を踏まえ、次のように意見をまとめた。

1. 韮崎市環境基本計画の策定について

- (1) 環境基本計画書の作成にあたっては、その内容が市民・事業者には十分理解されることが重要であるため、文章表現や使用する用語に配慮し、用語解説や図表の活用などによってわかりやすい計画書とすること。また、完成後は、環境基本計画の市民や事業者への周知を積極的に行うこと。
- (2) 環境基本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向けた基本的な指針であることから、今後、具体的な市の施策、事業展開や、市民、事業者の環境保全と創造に向けた行動が環境基本計画にそって進められるべきことを市民や事業者にわかりやすく示すこと。
- (3) 地域全体の取組みを促進していくため、取組みの目標を示す必要があり、環境基本計画において可能な範囲で定量的な目標を示すことが望ましい。なお、定量的な目標を設定する場合にあっては、わかりやすい標記に努めるとともに、将来の環境問題の動向や社会情勢の変化に応じ、柔軟な対応に努めること。

2. 今後の環境施策の展開にあたって

- (1) 市民、事業者が環境問題を理解し、環境保全に関心を持ち、自ら行動できるよう、広報やインターネットの活用など多様な手段を通じて積極的に環境に関する情報を提供すること。
- (2) 環境基本計画が単なる計画として終わることのないよう、韮崎市第5次長期総合計画との整合性を考慮しながら確実な事業実施を図ること。
- (3) 韮崎市役所は、環境保全と創造の取組みを総合的、計画的に推進するため、市民、事業者の取組みの模範となるよう、自ら率先して環境保全と創造ための行動に努めること。
- (4) 市民・事業者の自主的な環境保全のための行動を促すため、子供から大人まで幅広い世代を対象として、多様な機会を活用した、わかりやすく効果的な手法による普及啓発事業の積極的な展開に努めること。

なお、本審議会の審議を通じた個別意見や環境基本計画の策定にあたって市民から寄せられた意見を配慮し、個別施策や事業の実施にあたっての参考とされたい。

4. 策定経過

年	月 日	内 容
平成13年	9月28日	地区長連合会会議
	10月26日	第1回環境基本計画策定推進グループ会議
		第1回環境基本計画策定検討委員会
		第1回環境審議会
	11月	住民・事業者・小中学生・市役所職員アンケート調査
12月	広報等による計画書表紙の写真、キャッチフレーズ等募集開始	
平成14年	1月15日	地区懇談会（穴山地区）
	1月17日	地区懇談会（穂坂地区）
	1月21日	地区懇談会（藤井地区）
	1月22日	地区懇談会（中田地区）
	1月25日	地区懇談会（清哲地区）
	1月29日	地区懇談会（神山地区）
	1月30日	地区懇談会（旭地区）
	2月 1日	地区懇談会（円野地区）
	2月 4日	地区懇談会（大草地区）
	2月 6日	地区懇談会（葦崎西地区）
	2月 8日	地区懇談会（葦崎東地区）
	2月13日	地区懇談会（竜岡地区）
	4月23日	第2回環境基本計画策定推進グループ会議
	5月10日	第3回環境基本計画策定推進グループ会議
	5月15日	第2回環境基本計画策定検討委員会
		第2回環境審議会
	7月18日	第4回環境基本計画策定推進グループ会議
	8月22日	第3回環境基本計画策定検討委員会
	8月27日	第1回環境基本計画市民ワークショップ
	8月30日	第3回環境審議会
	9月24日	第2回環境基本計画市民ワークショップ
	10月 1日	関係各室ヒアリング
	10月 2日	関係各室ヒアリング
	10月23日	第3回環境基本計画市民ワークショップ
	11月 4日	地区懇談会（旭地区）
	11月 9日	地区懇談会（清哲地区）
	11月12日	地区懇談会（藤井地区）
	11月13日	地区懇談会（穂坂地区）
	11月14日	地区懇談会（穴山地区）
	11月15日	地区懇談会（円野地区）
	11月16日	地区懇談会（竜岡地区）
	11月17日	地区懇談会（大草地区）
	11月21日	地区懇談会（神山地区）
	11月22日	第5回環境基本計画策定推進グループ会議
	11月23日	地区懇談会（葦崎西地区）
	11月24日	地区懇談会（葦崎東地区）
	11月25日	地区懇談会（中田地区）
	11月26日	第6回環境基本計画策定推進グループ会議
		第4回環境基本計画市民ワークショップ
	11月27日	第4回環境基本計画策定検討委員会
11月28日	第4回環境審議会	
平成15年	2月 5日	第7回環境基本計画策定推進グループ会議
	2月10日	第8回環境基本計画策定推進グループ会議
	2月18日	第5回環境基本計画策定検討委員会
	2月24日	第5回環境審議会

5. 環境審議会委員等

1) 環境審議会委員

区 分	役 職	氏 名
県 関 係 機 関	峡北地域振興局企画振興部長	古明地 博 美
	峡北地域振興局林務環境部長	宮 澤 国 雄
	韮崎警察署長	小河原 正 夫 (平成13年度)
		天 野 竹 久 (平成14年度)
団 体 機 関	韮崎市商工会長	内 藤 重 郎
	梨北農業協同組合組合長	功 刀 光 紀
	韮崎市地区長連合会長	矢 崎 等
	韮崎市環境衛生指導員連絡協議会会長	樋 口 文 男
	韮崎市女性団体連絡協議会代表	生 山 澄 江
		小 林 久 子
		浅 川 勝 海
		伏 見 たけ子
		小 野 百合子
	韮崎青年会議所	上 野 稔 (平成13年度副理事長)
		浅 川 貴 (平成14年度理事長)
	市教育委員会委員長	古 屋 幸 子 (~平成14年8月)
		作 地 敏 久 (平成14年9月~)
議 会	市議会議長	秋 山 武 廣 (~平成14年8月)
		清 水 一 (平成14年9月~)
	教育厚生常任委員会委員長	今 福 芳 徳 (~平成14年8月)
		小 林 恵理子 (平成14年9月~)
知 識 経 験 者	穂坂町開発協議会会長	横 森 一 成
	環境カウンセラー	牛 山 俊 男

2) 協 力

① 植物調査

大久保 栄 治 ((財)山梨県林業公社金川の森管理事務所主査)

櫻 井 八州彦 (韮崎市立甘利小学校校長)

② 編集協力

(株)日本環境工学設計事務所

韮崎市環境基本計画

平成15年(2003年)3月発行
発行 韮崎市
編集 韮崎市市民生活課環境室

〒407-8501
山梨県韮崎市水神1丁目3番1号
電話：0551(22)1111
FAX：0551(22)8479

